

平成23年3月18日
岩手大学

教員の懲戒処分事案の公表について

本学では、平成23年3月17日付け教育研究評議会において下記事案を審査した結果、職員の懲戒処分を決定しましたのでお知らせします。

このような事態を本学教員が起こしたことは誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。また、今後は再発防止に努めていく所存でございます。

記

1. 被処分者

教育学部 准教授（40歳代・男性）

2. 事案の概要

本学硬式野球部顧問（兼部長・監督）として指導を行っていた上記教員が、平成19年10月頃から平成22年11月まで14回にわたり、部員に対して胸ぐらをつかむ、平手打ちなどの暴力行為を行ったもの。

2. 懲戒処分の内容

停職・3月（平成23年3月18日付け）

3. 処分の理由

上記教員による一連の暴力行為は、教員としての体罰を禁じている学校教育法に抵触する行為であるとともに、一切の暴力を排除する旨定めた日本学生野球憲章の基本原則にも反し、野球指導者としての指導を逸脱する不適切な行為である。

岩手大学教育研究評議会は、同人による当該行為が国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条第1項第1号（職務上の義務に違反した場合）及び第3号（岩手大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合）に該当し、懲戒処分の必要性があると判断したものである。